



接続約款変更認可申請書

東相制第 11-0141 号
平成 24 年 1 月 17 日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。
------	---------------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧				新				
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1~2-6-2 (略) 2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能 2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額 1中継局イーサネットスイッチごとに月額				料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1~2-6-2 (略) 2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能 2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額 1中継局イーサネットスイッチごとに月額				
区 分		料金額	備 考	区 分		料金額	備 考	
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	267,083円	—	イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	262,083円	—	
2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額 都道府県の区域ごとに月額				2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額 都道府県の区域ごとに月額				
区 分		料金額	備 考	区 分		料金額	備 考	
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	121,292円	—	イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	108,680円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	164,147円				20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	147,082円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	195,859円				30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	175,503円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	221,778円				40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	198,732円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	244,577円				50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	219,166円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	264,702円				60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	237,205円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	283,045円				70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	253,646円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300,050円				80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	268,890円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	315,719円				90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	282,935円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	330,496円				100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	296,182円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	447,516円				200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	401,099円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	534,230円				300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	478,864円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	605,792円				400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	543,053円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	667,548円				500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	598,457円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	723,066円				600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	648,271円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	773,681円				700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	693,693円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	820,285円				800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	735,520円
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	863,769円	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	774,553円					
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	904,579円	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	811,190円					
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,227,559円	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,101,294円					
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,468,090円	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,317,527円					
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,668,066円	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,497,424円					
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,842,192円	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,654,162円					

	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,998,046円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,140,975円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,272,763円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,396,082円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,512,717円	

	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,794,528円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,923,314円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,042,118円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,153,336円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,258,563円	

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	214,953円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,942円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	347,191円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	393,176円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	433,634円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	469,355円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	501,917円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	532,111円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	559,936円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	586,182円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	794,160円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	948,447円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,075,888円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,185,959円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,284,976円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,375,308円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,458,534円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,536,233円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,609,194円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,187,999円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,620,734円	
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,981,618円	
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,296,706円	
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,579,423円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,839,242円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,079,321円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,304,399円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,517,633円	

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	199,061円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	269,473円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	321,611円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	364,247円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	401,766円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	434,899円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	465,109円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	493,125円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	518,949円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	543,310円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	736,491円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	879,966円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	998,589円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,101,130円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,193,438円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,277,706円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,355,395円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,427,967円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,496,153円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,038,404円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,445,427円	
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,785,933円	
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,084,043円	
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,352,183円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,599,126円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,827,795円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,042,576円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,246,392円	

2-7~2-12 (略)

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,469,335円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	5,416,667円	_____
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1,2991円	_____
		1秒ごとに	0.018296円	_____

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,454,151円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	5,270,833円	_____
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1,4742円	_____
		1秒ごとに	0.014970円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成24年4月1日から実施します。